

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（第百八回国会
閣法第三六号）

要旨

本法律案は、近年における大気汚染の態様の変化を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合において、指定解除後も、指定解除前に認定を受けた者に対する補償を継続するため、費用負担に関する規定を整備するとともに、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、公害健康被害補償協会を公害健康被害補償予防協会として大気汚染の影響による健康被害の予防に関する業務を追加し、新たな業務に必要な経費の財源に当てるため、大気汚染の原因者等から拠出される基金の設立を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名及び目的の改正

題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改めること。

目的に、大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の健康の確保を図ることを加えること。

二、費用負担に関する規定の整備

第一種地域の指定がすべて解除された場合においても、指定解除前に認定を受けた者に対する補償が継続できるように、費用負担の仕組みを次のように整備すること。

1 汚染負荷量賦課金の納付義務者は、第一種地域の指定解除前のばい煙発生施設等設置者

2 汚染負荷量賦課金の額は、指定解除前の排出量を基
本に、指定解除後の排出量を勘案して算定

三、公害健康被害補償協会の名称及び目的の改正

協会の名称を「公害健康被害補償予防協会」に改めること。

協会の目的に、大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれらを行う地方公共団体に
対する助成金の交付を加えること。

四、公害健康被害補償協会の業務に関する改正

協会の業務に次の業務を加えること。

1 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査
研究、知識の普及及び研修

2 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する計画
の作成、健康相談、健康診査、機能訓練または施設も

しくは機械器具の整備を行う地方公共団体に対する助成金の交付

右の業務に関する事項については、環境庁長官を主務大臣とすること。

五、協会の新たな業務に必要な経費の財源

協会は、新たな業務に必要な経費をその運用によつて得るための基金を設け、大気汚染の原因となる物質を排出する事業者等から拠出される拠出金をもつてこれに充てること。

協会は、基金が積み上がるまでの間、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、拠出金の一部を新たな業務に要する費用に充てることができるものとする。

政府は、協会に対し、基金に関する財政上の措置を講ずることができるものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

修正要旨

この法律は、公布の日から起算して三月を超え六月を超

えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案につきまして環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における大気汚染の態様の変化を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合において、指定解除前に認定を受けた者に対する補償を指定解除後も継続して行うため、指定解除前にはい煙発生施設等を設置していた者から汚染負荷量賦課金を徴収すること等、費用負担に関する規定の整備を図るとともに、公害健康被害補償協会を公害健康被害補償予防協会に改め、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、健康被害防止事業に関する業務を行うことができるよう所要の改正を行い、その新業務に必要な経費の財源として、新たに大気汚染の原因者及び関係者から拠出される基金の設立を定めるものであります。

委員会におきましては、指定及び解除の要件を示さずに、現行の四十一指定地域を全面解除することの是非、専門委

員会報告と中公審答申との相違点、中公審会議録の非公表と国会審議との関係、内閣総理大臣による関係地方自治体の意見聴取手続き、窒素酸化物等自動車排ガスによる交通公害対策、都市型複合汚染による健康影響と調査研究のあり方、補償給付にかわる健康被害防止事業の実効性と基金構想等の諸問題について質疑が行われるとともに、関係地方自治体、費用負担者及び公害患者の代表並びに学識経験者の参考人から意見を聴取いたしました。

その詳細は会議録によつて御承知願います。

また、東京都板橋区大和町の交差点及び大気汚染測定局を現地視察して実情調査を行うなど、慎重に審議を行つてまいりました。

質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、自由民主党を代表して曾根田委員より、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することを内容とする修正案が提出されました。

なお、曾根田委員提出の修正案は、予算を伴うものでありますので、稲村環境庁長官から意見を聴取いたしましたところ、政府としては、やむを得ない旨の発言がありました。

次いで、討論に入り、日本社会党・護憲共同を代表して渡辺委員より、修正案及び原案に反対、自由民主党を代表して石井委員より、修正案及び修正部分を除く原案に賛成、公明党・国民会議を代表して高桑委員より、修正案及び原案に反対、の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、我が国の最近の大気汚染は、二酸化窒素と大気中粒子状物質が特に注目される汚染物質であることにかんがみ、二酸化硫黄のみならず、これらの物質を大気汚染の要素として認め、対策を一層推進すること等九項目にわたる自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、及び民社党・国民連合の共同提案による附帯決議が全会一致で付されました。

以上、御報告申し上げます。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（第百八回国会衆第一二号）

要旨

本法律案は、水俣病対策の推進に資するため、長期にわたる申請滞留者の速やかな解消を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、認定の申請期限の延長

旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（以下「旧救済法」という。）による水俣病に係る認定の申請をした者で認定に関する処分を受けていないものが環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができ、期限を三カ年延長して、昭和六十五年九月三十日までとすること。

二、認定等に関する処分を行う機関の特例の対象の拡大

従来の旧救済法による申請者に加え、新たに公害健康被害補償法施行後五年以内（昭和五十四年八月三十一日以前）における同法による水俣病の認定に係る申請者等で、いまだ認定に関する処分を受けていないものは昭和六十五年九月三十日まで環境庁長官に対して認定の申請

をすることができるものとする。

三、その他

環境庁長官が行う認定の効力に関する規定の整備その他所要の規定の整備を行うこと。

四、施行期日

この法律は昭和六十二年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出に係るもので、その主な内容は、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による水俣病に係る認定の申請者で、認定に関する処分を受けていないものが環境庁長官に対して認定を申請することができ、期限を昭和六十五年九月三十日まで延長するとともに、新たに、公害健康被害補償法施行後五年以内における同法による水俣病に係る申請者等で、いまだ認定に関する処分を受けていないものは、昭和六十五年九月三十日まで環境

庁長官に対して認定の申請をすることができることとする
ものであります。

委員会におきましては、水俣病の判断条件の検討機関の
あり方、水俣病に関する知見の一層の集積方策、司法認定
と行政認定との乖離、特別医療事業の拡充、水俣病第三次
訴訟判決に指摘された国の行政責任等の諸問題について質
疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願
います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を
代表して近藤委員より、本法律案に反対する旨の意見が述
べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原
案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、認定業務の不作為違法状態を速
やかに解消すること等を内容とする附帯決議が全会一致を
もつて付されました。

以上、御報告いたします。